

2 盛 協 号 外
令和2年5月22日

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊 谷 修 二
玉山総合事務所総務課長 佐々木 一 哉

新型コロナウイルス感染症にかかる町内会・自治会行事等の対応について (お知らせ)

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、市民の御理解と御協力の下、新型コロナウイルス感染症まん延防止に努めてまいりましたが、令和2年5月14日(木)に、岩手県を含む39県において、緊急事態措置の対象区域から除外されたことから、本市の主催イベントの開催条件を次のとおり定めました。

このことから、町内会・自治会等の主催行事につきましては、今後、当面の間、この取り扱いを参考にさせていただきますよう御協力をお願い申し上げます。

記

1 主催行事の開催条件

- 参加人数は当面、次のとおりとする。
 - (屋内) 100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
 - (屋外) 200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること
- 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等の適切な感染防止策を行うこと。
- イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、こうした交流等を極力控えること。
- 密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

2 その他

令和2年5月12日付け2盛協号外でお知らせしておりました「新型コロナウイルス感染症にかかる町内会・自治会行事等の対応について(お知らせ)」が変更になるものです。

担当：盛岡市 市民部 市民協働推進課 地域活動係
電話：019-626-7500(直通)